

大阪府医師国民健康保険組合 組合員資格の確認調査に関する要綱

(平成25年2月21日制定)

(資格確認調査)

第1条 大阪府医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）は、組合員が加入した後において、組合員資格の確認調査を行うものとする。

2 加入後の組合員の資格を確認する事項は、次の事項とする。

- 一 組合員が、組合規約第4条に定める地区内に住所を有すること
- 二 組合員が、「組合員資格に関する判定基準」に定める事業又は業務に従事していること
- 三 組合員が、健康保険等その他の医療保険の適用を受けるべき者であること
- 四 組合員が、他の医療保険の法律の適用を受ける者である場合、当該医療保険制度から適用除外承認を受けている者であること

3 前項の資格の確認は、別表に例示した公的な機関が発行する証明書類等、客観的な証拠となる書類の徴収又は実地調査、面談、電話等により確認を行う。

ただし、住所の確認については、郵便物が届出された住所に滞りなく送達された事実で確認したと判断できるものとする。

4 資格確認の調査は、3年以内に1回行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

(資格喪失の手続)

第2条 組合は、組合員の資格確認の調査を行った後、組合員資格がないと判明したときは、規約及び規程等に基づいて、当該組合員の資格を喪失させなくてはならない。

(報告)

第3条 組合は、資格確認の調査を行なった場合には、その結果を理事会に報告するものとする。

(その他)

第4条 その他この調査を実施するために必要な事項がある場合には、その都度定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表

公的な機関が発行する証明書類等、客観的な証拠の例

(住所)

① 住民票謄本

(勤務状況・健康保険の適用・非適用及び健保適用除外承認)

② 雇用保険被保険者証

③ 源泉徴収票

④ 健康保険適用除外承認書

⑤ 労働者名簿

⑥ 確定申告書

⑦ 報酬月額算定基礎届（厚生年金保険適用の場合）

⑧ 納税通知書

⑨ 出勤簿

⑩ 税務署・年金事務所への提出書類

⑪ 領収書、契約書、事業所宛となっている公共料金等の請求書、現金出納帳や預金通帳等の事業に使用している帳簿類

(各種委員、講師、役員等)

⑫ 委嘱状、在籍証明書、契約書、選任届

(その他)

⑬ 上記各号以外に、客観的証拠にたる書類等